

第2回新野洲クリーンセンター整備事業技術審査委員会の結果について

1. 開催日時 平成25年9月30日(月)14時～16時18分
2. 開催場所 野洲市役所 3階 第一委員会室
3. 出席委員 占部委員、吉原委員、山本委員、竹内委員 以上4名
4. 欠席委員 新庄委員
5. 事務局 寺田環境経済部次長、中井野洲クリーンセンター整備室長、同室布施専門員、西野主査、南井主査、総務課担当 以上6名
支援業務受託者3名
6. 傍聴者 2名
7. 会議次第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 議 事
 - (1) 実施計画案について
 - (2) 見積仕様書案について
 - (3) 見積設計図書の作成依頼方針案について
 - (4) ヒアリング実施方針案について
4. その他
5. 閉 会

8. 会議結果

(1) 実施計画案について

(2) 見積仕様書案について

【概要】

実施計画案は、施設整備基本計画の内容を現時点で再整理したもので、見積仕様書案は、実施計画を基に各設備や機器内容を形式、数量、主要項目を掲載したものであり、その関連性から一括で審議された。

実施計画案の検討に際しては、検討課題を中心に参考資料として論点整理し、参考資料1では、計画ごみ量及びごみ質について、基本計画の計画推計値と23・24年度の実績値を比較し確認したうえで計画施設の規模を再確認された。

参考資料2では、ダイオキシン類の自主規制値(0.05ng-TEQ/m³N)をクリアするために必要な対策について整理し、排ガス処理は、燃焼制御を行うことを基本とし、ダイオキシン類除去装置として活性炭噴霧装置とバグフィルタを設置すること、排水処理は、凝集沈殿法と砂ろ過を採用しクロードシステムで管理するが、熱回収量低下等から一部下水道放流し完全クロードとしないこと、灰・飛灰処理は、完全密封式とすること、施設敷地内の雨水を再利用すること等について確認された。

参考資料3では、プラスチック容器包装類の処理対応について整理し、容器包装リサイクル法に関する国の検討動向を踏まえつつ、実施計画書及び見積仕様書においては、焼却・熱回収を行なう前提でとりまとめることが確認された。

参考資料4では、発電の技術動向を整理し、そのうち一部の技術については、ランニングコストの検証が必要であり、今後、メーカーからの提案があれば検討することとされた。

その他に、実施計画案では、事業スケジュールとして、新野洲クリーンセンター建設工事の工期を26年6月から28年9月とすること等が確認されたほか、各論点の検討結果を位置付けていくこととされた。

また、見積仕様書案は、環境省の「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き」に準拠して作成したもので、プラントメーカーの独自技術を生かすため、機器の方式や台数、構造などの詳細の仕様は指定せずに空欄とし、提案の幅を持たせたものであり、その構成としては、第1章では総則として計画概要から正式引渡しまでの基本的な考えを示し、第2章では各設備共通仕様を、第3章・

第4章では熱回収施設及びリサイクルセンターの機械設備仕様を、第5章・第6章では電気計装制御設備工事仕様を、第7章では雑設備仕様を、第8章では土木建築工事仕様を掲載している。

また、熱回収施設の主要設備としては、ストーカ式燃焼装置2基、付随する炉駆動油圧装置の油圧ユニット、焼却炉本体2基、排ガス処理設備としてろ過式集じん器、バグフィルタ2基、HCL、SO_x、ダイオキシン類除去設備として乾式（煙道吹き込み）2炉分、必要に応じてNO_x除去装置として触媒脱硝式2基、余熱利用設備などの設置を掲載し、煙突は建屋一体型1基で内筒2基、白煙防止装置、灰出し設備として半乾式の灰冷却装置、灰押出装置の設置を掲載している。

リサイクルセンターの主要設備では、ストックヤードの配置とともに、不燃・粗大ごみ処理系列において低速回転式破砕機、高速回転式破砕機、磁選機、粒度選別機、アルミ選別機、剪定枝破砕機等の設置を掲載し、ペットボトル処理系列において、手選別コンベヤ、圧縮結束機、集じん・脱臭設備等の設置を掲載している。

電気計装制御設備では、全炉停電時に必要な電源負荷を確保するために非常用発電設備の設置を掲載し、計装設備では、プラント操作・監視・制御の集中化・自動化により、中央制御室における集中運転操作を原則とした設備の設置を掲載している。

その他に、ダイオキシン類対策として、炉内清掃用集じん装置、環境集じん装置、灰搬出車洗浄用の洗車装置のほか、灰出し設備室では車両用前室を設け、搬入搬出の際に灰が屋外への飛散しないよう完全隔離することとしている。

以上のほか、新センターの機器仕様を網羅した見積仕様書案について確認された。

(3) 見積設計図書作成依頼方針案について

(4) ヒアリング実施方針案について

【概要】

見積設計図書作成依頼方針案では、委員会において確認した見積仕様書を基に、プラントメーカーに見積設計図書を作成いただくための基本方針を、ヒアリング実施方針案では、その後の技術審査及びヒアリングについての基本方針を整理した。

見積設計図書作成依頼の目的は、見積金額を予算設定等の参考とすること、一定の技術水準を有しているかを確認すること、見積参加者ごとに異なる技術的内容を確認して競争性が働く範囲で発注仕様書を作成するための資料とすることや、制限付き一般競争入札に必要な条件設定のためにその準備行為として、入札参加資格要件の設定に向けた確認資料とすることとしている。

また、見積参加者の参加資格条件は、過去10年以内(平成16年度から25年度)、一般廃棄物処理施設として全連続式ストーカ炉の受注実績があること、加えて過去10年以内(平成16年度から25年度)において一般廃棄物処理施設としてリサイクルセンターの受注実績があること、更に、受注した一般廃棄物処理施設が稼働（その見込みも可）し、現時点において廃棄物処理施設の建設事業を営業展開していることを条件としている。

その他に見積設計図書の依頼主体は、本委員会とし、見積参加者を市ホームページにおいて公募することや、参加申出がなされた際に参加条件を確認のうえ見積仕様書を送付することなど、スケジュールと手続きについて確認された。

また、見積設計図書を受理した後に、技術審査を行い1月下旬の第3回委員会でヒアリングを実施することなどが確認された。

9. その他

- ・次回第3回委員会は、平成26年1月下旬を予定。

以上